

改正 平成一七年一〇月二五日条例第八二号 平成二一年 七月一七日条例第四七号

千葉県行徳野鳥観察舎設置管理条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、千葉県行徳野鳥観察舎の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 県は、県民が自然に親しみつつ、野鳥の生態に触れる機会を県民に提供し、もって県民の教養及びレクリエーションに資することを目的として、千葉県行徳野鳥観察舎（以下「野鳥観察舎」という。）を市川市福栄四丁目二十二番十一号に設置する。

（業務）

第三条 野鳥観察舎の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 野鳥を観察するための施設の提供
  - 二 野鳥に関する資料の提供
  - 三 その他野鳥観察舎の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務
- 一部改正〔平成一七条例八二号〕

（指定管理者による管理）

第四条 知事は、野鳥観察舎の設置の目的を効果的に達成するため、野鳥観察舎の管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

全部改正〔平成一七条例八二号〕

（業務の範囲）

第五条 指定管理者が行う業務の範囲は、第三条各号に掲げる業務とする。

追加〔平成一七条例八二号〕

（指定の手續）

第六条 野鳥観察舎について千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年千葉県条例第二号。以下「指定手續条例」という。）第二条の規定による申請ができるものは、法人その他の団体で知事が指定管理者として最も適切と認めるものとする。

2 知事は、指定手續条例第三条の規定にかかわらず、指定手續条例第二条の規定により提出された書類の内容が前条の業務を行うために適切であり、かつ、当該書類を提出した法人その他の団体が指定手續条例第三条各号に掲げる要件を満たすと認めるときは、当該法人その他の団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

追加〔平成一七条例八二号〕

（行為の許可）

第七条 野鳥観察舎において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物の販売、業として行う案内、写真若しくは映画の撮影若しくは物の貸付けその他の営業行為又は物の頒布、募金若しくは興行その他これらに類する行為をすること。
- 二 集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのため野鳥観察舎の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 3 前各項の規定による許可には、野鳥観察舎の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

追加〔平成一七条例八二号〕

（許可の取消し）

第八条 指定管理者は、前条第一項又は第二項の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 前条第三項の規定による許可の条件に違反したとき。
- 二 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

追加〔平成一七年条例八二号〕

(管理の基準)

第九条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

追加〔平成一七年条例八二号〕

(知事による管理)

第十条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第四条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に野鳥観察舎の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

- 2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第七条の許可が含まれるときに限る。）における同条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条第一項各号列記以外の部分中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該変更について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。
- 3 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第七条第一項各号列記以外の部分及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該行為について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該変更について知事の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

追加〔平成二一年条例四七号〕

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、野鳥観察舎の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例八二号・二一年四七号〕

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和五十四年十二月規則第七十三号で、同五十四年十二月二十六日から施行)

附 則 (平成十七年十月二十五日条例第八十二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日における改正後の千葉県行徳野鳥観察舎設置管理条例（以下「改正後の条例」という。）第四条に規定する指定管理者の指定については、改正後の条例第六条の規定の例による。

附 則 (平成二十一年七月十七日条例第四十七号)

この条例は、公布の日から施行する。